

奈良県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十七年六月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム きづなの里	大和郡山市山田町三三七―二